

第 10 期遠軽町分別収集計画

(令和 5 年度～令和 9 年度)

北海道紋別郡遠軽町

目 次

1	計画策定の意義	1
2	基本的方向	1
3	計画期間	1
4	対象品目	2
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み	2
6	容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項	2
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の 収集に係る分別の区分	3
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び 法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み	4
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び 法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法	5
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項	5
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項	6
12	その他の容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	6

資料編

資料1	7
資料2	10

第 10 期遠軽町分別収集計画（令和 5 ～ 9 年度）

北海道遠軽町

令和 4 年 6 月

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

当町においては、平成 18 年 4 月に最終処分場を建設し、平成 30 年 1 月には遠軽地区広域組合が管理運営する焼却施設が完成し稼働したことにより、衛生的かつ効率的に廃棄物の処理を行っているところである。しかし、生活様式が多様化していくなか、日常生活から排出される廃棄物は、質的にも量的にも大きく変化しており、安定的に処理することは重要な課題となっている。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）第 8 条に基づいて一般廃棄物の大宗を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の 3 R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、町民、事業者、行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにし、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の 3 R を推進することによって、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、温室効果ガスの削減、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ・容器包装廃棄物の発生抑制、再使用、リサイクルを基本とした地域社会づくり
- ・すべての関係者が一体となった取り組みによる環境負荷の軽減
- ・住民参加によるリサイクル運動の推進

3 計画期間

本計画の計画期間は、令和 5 年 4 月を始期とする 5 年間とし、令和 7 年度に見直す。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、白色の発泡スチロール製食品トレイ（以下「白色トレイ」という。）、プラスチック製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

単位：t					
品目名	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
容器包装廃棄物	1,890.9	1,865.4	1,880.2	1,854.8	1,829.8
スチール製容器包装	58.8	58.0	57.2	56.5	55.6
アルミ製容器包装	64.8	63.9	63.0	62.2	61.3
無色のガラス製容器包装	81.7	80.6	79.5	78.4	77.4
茶色のガラス製容器包装	89.5	88.4	87.2	86.0	84.8
その他のガラス製容器包装	40.6	40.0	39.5	38.9	38.4
飲料用紙製容器包装	5.9	5.7	5.7	5.5	5.5
段ボール	86.4	85.3	84.1	83.0	81.8
その他紙製容器包装	5.0	4.9	4.8	4.8	4.7
ペットボトル	126.8	125.1	123.4	121.6	120.0
白色トレイ	14.5	14.3	14.1	13.9	13.7
その他のプラスチック製容器包装	1,316.9	1,299.2	1,321.7	1,304.0	1,286.6

※対象品目別排出見込量＋特定分別基準適合物の排出見込量

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。なお、実施に当たっては、町民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

分別収集の実施にあたり、自治会、その他各種団体や町内のイベント等を通じ、町民、事業者のごみ処理に対する啓発活動を行い、関係団体と連携して、容器包装廃棄物の3Rを推進する。

（1）環境教育、啓発活動の充実

学校や地域社会の場における副読本等を活用した環境教育、学校給食における牛乳パックの回収、リサイクルの取組やごみ処理施設の見学会などあらゆる機会を活用し、町民、事業者に対して、ごみ排出量の増大、最終処分場の残余容量、ごみ処理に要する経費等、ごみ処理の状況について情報を提供し、認識を深めてもらう。さらに、ごみの排出量の抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果並びに温室効果ガス削減等の環境負荷低減の効果、ごみの適切な出し方等に関する教育啓発活動に積極的に取り組む。

(2) 過剰包装の抑制

スーパーマーケット等の小売店での包装の簡素化を推進する。

(3) 販売包装の有料化、買い物袋の持参の徹底

レジ袋等の容器包装の有料化、繰り返し使用が可能な買い物袋（マイバック）の持参の徹底等の普及啓発、指導等を行い、スーパーマーケット等の小売店での容器包装の使用の合理化を行う。

(4) リターナブル容器、再生資源を原材料とした製品の積極的な利用、販売の促進

(5) 再資源化事業補助制度

自治会、PTA、こども会等の町内の再資源化推進団体が、再資源化対象物を収集し、リサイクルルートにのせることに對し、奨励金を交付し、リサイクル運動の推進を図る。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、町民の協力度、当町が有する収集機材、選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶
主としてガラス製の容器 （無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器）	ガラスびん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されている物を除く。）	飲料用紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	白色トレイ
	ペットボトル、白色トレイ以外のプラスチック製容器包装

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

単位：t

品目名	区 分	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
主としてスチール製の容器	合計	19.6	19.3	19.0	18.8	18.5
主としてアルミ製の容器	合計	33.7	33.3	32.8	32.4	31.9
無色のガラス製容器	合計	31.3	30.8	30.4	30.0	29.6
	引渡量	31.3	30.8	30.4	30.0	29.6
	独自処理量	-	-	-	-	-
茶色のガラス製容器	合計	43.9	43.4	42.8	42.2	41.6
	引渡量	43.9	43.4	42.8	42.2	41.6
	独自処理量	-	-	-	-	-
その他のガラス製容器	合計	18.8	18.5	18.3	18.0	17.8
	引渡量	18.8	18.5	18.3	18.0	17.8
	独自処理量	-	-	-	-	-
主として紙製の容器であって飲料を充てんするもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	合計	2.7	2.6	2.6	2.5	2.5
主として段ボール製の容器	合計	85.8	84.7	83.5	82.4	81.2
主として紙製の包装容器であって上記以外のもの	合計	-	-	-	-	-
	引渡量	-	-	-	-	-
	独自処理量	-	-	-	-	-
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料またはしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	合計	84.8	83.7	82.6	81.4	80.3
	引渡量	84.8	83.7	82.6	81.4	80.3
	独自処理量	-	-	-	-	-
白色トレイ	合計	10.3	10.2	10.0	9.9	9.8
	引渡量	10.3	10.2	10.0	9.9	9.8
	独自処理量	-	-	-	-	-
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	合計	134.9	133.1	171.3	169.5	167.7
	引渡量	134.9	133.1	171.3	169.5	167.7
	独自処理量	-	-	-	-	-

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量の及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

当町は、既に分別収集を実施しているため、直近年度の実績量に基づき、以下の方法により、分別基準適合物等の収集量の見込みを算定する。

なお、人口変動率については、平成30年3月に遠軽地区広域組合が策定した「遠軽地区ごみ処理広域化基本計画」に基づく将来推計人口の数値を人口実績で補正したものとする。

$$\boxed{\text{特定分別基準適合物等の量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み}} = \boxed{\text{直近年度の分別基準適合物等の収集実績}} \times \boxed{\text{人口変動率}}$$

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

なお、現在、自治会や関係団体等により実施している集団回収については、継続した取り組みを促すこととする。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集、運搬段階	選別、保管等段階
金属	スチール製容器	缶類	町による定期回収 集団回収	遠軽地区広域組合リサイクルセンター 民間業者
	アルミ製容器			
ガラス	無色のガラス製容器	びん類	町による定期回収 集団回収	遠軽地区広域組合リサイクルセンター 民間業者
	茶色のガラス製容器			
	その他のガラス製容器			
紙類	飲料用紙製容器	紙パック	町による定期回収 集団回収	遠軽町格納庫 民間業者
	段ボール	段ボール		
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	町による定期回収	遠軽地区広域組合リサイクルセンター
	白色トレイ	白色トレイ		
	その他のプラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装		

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

当面は、飲料用紙製容器、段ボールについては、遠軽町格納庫に保管し、民間業者に引渡しリサイクルルートにのせる。その他の資源ごみは、いったん遠軽町格納庫に保管して前処理後、広域施設の遠軽地区広域組合リサイクルセンターに運搬し、選別、圧縮の処理をしてリサイクルルートにのせる。

現在建設中の遠軽地区広域組合マテリアルリサイクル推進施設は令和6年度供用開始予定、プラスチック使用製品を処理できる施設は、令和7年度供用開始を目標に今後計画を進める。

容器包装廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集 容器	収集車	中間処理
スチール製容器	缶類	袋	4 t ダンプ 平ボディ	遠軽地区広域組合リサイ クルセンター 6 年度から遠軽地区広域 組合マテリアルリサイク ル推進施設
アルミ製容器				
無色のガラス製容器	びん類	袋		
茶色のガラス製容器				
その他のガラス製容器				
飲料用紙製容器	紙パック	縛る		遠軽町格納庫 6 年度から遠軽地区広域 組合マテリアルリサイク ル推進施設
段ボール	段ボール	縛る		
ペットボトル	ペットボトル	袋		遠軽地区広域組合リサイ クルセンター 6 年度から遠軽地区広域 組合マテリアルリサイク ル推進施設
白色トレイ	白色トレイ	袋		
その他のプラスチック 製容器包装	プラスチック 製容器包装	袋		

12 その他の容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

分別収集計画をより実行のあるものとするため、次の取り組みを推進する。

- ・ 分別収集を円滑かつ効率的に進めていくため推進体制の整備強化を図る。
- ・ 地域における自主的なリサイクル活動を推進していくため、関係機関と連携して分別排出の指導徹底や啓発活動等を行う。
- ・ 自治会、PTA、こども会等の団体による集団回収を促進するため、奨励金の交付などの支援を行う。
- ・ 毎年度、本計画記載事項の実績を確認、記録し、3年後の計画改定時には、その記録を基に事後評価を行うこととする。

■資料 1 「5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み」の算定方法

1 算定方法

(1) 各年度における容器包装廃棄物の排出量

$$\boxed{\text{各年度における容器包装廃棄物の排出量}} = \text{対象品目別排出見込量の合計}$$

(2) 対象品目別排出見込量

$$\boxed{\text{対象品目別排出見込量}} = \left[\boxed{\text{一人一日当たりごみ発生量}} \times \boxed{\text{対象品目別の比率}} \times \boxed{\text{将来推計人口}} \times 365 \text{ 日} \right] + \boxed{\text{特定分別基準適合物等の量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み}}$$

(3) 一人一日当たりごみ排出量

$$\boxed{\text{一人一日当たりごみ発生量}} = \boxed{\text{容器包装算定対象廃棄物量}} \div \boxed{\text{当該年度人口}} \div 365 \text{ 日}$$

※容器包装廃棄物の比率の根拠となる組成分析（ごみ質調査結果）の比率データが可燃物、不燃物に分かれているため、一人当たりごみ排出量についても可燃物、不燃物に分けて算出。

2 算定の根拠データ

(1) 容器包装算定対象廃棄物量

令和3年度一般廃棄物収集車及び直接搬入実績

区分	台数	重量
可燃物	33,397 台	6,025,040 kg
不燃物	8,648 台	1,004,770 kg
合 計	42,045 台	7,029,810 kg

※えんがるクリーンセンター及び遠軽町旭野一般廃棄物最終処分場年間受入れ明細報告書より

(2) 将来推計人口

単位：人

年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
推計人口	18,347	18,102	17,857	17,611	17,367

※遠軽地区ごみ処理広域化基本計画（資料編）より、元～3年度人口実績で補正したもの。

(3) 対象品目別の比率

令和3年度ごみ質分析結果

単位：％

品目名			可燃	不燃	品目名			可燃	不燃		
資源ごみ	缶	スチール缶	－	4.56	一般組成	10組	紙類	42.48	3.50		
		アルミ缶	－	2.53			繊維類	12.78	0.71		
	びん	無色びん	－	5.09			プラスチック類	5.25	7.14		
		茶色びん	－	4.60			ゴム・皮革類	1.13	0.68		
		その他のびん	－	2.20			木竹類	8.98	2.76		
		紙製品	紙パック	－			0.32	厨芥類	8.32	16.77	
	段ボール		－	0.06			金属類	0.36	14.70		
	その他紙製容器		－	0.50			ガラス・陶器類	0.80	5.69		
	プラ製品	ペットボトル	0.30	2.44			その他	0.97	16.96		
		白色トレイ	－	0.42			一般ごみ計			81.07	68.91
		その他プラ製品	18.63	7.98			他特殊	ガスボンベ・消火器類	－	－	
	他	新聞紙・雑誌等	－	0.29	水銀体温計・蛍光管等	－		0.10			
	資源ごみ計		18.93	30.99	他計			－	0.10		
合 計								100.00	100.00		

※可燃物については、2021年度えんがるクリーンセンターごみ質分析結果報告書・6か月分平均より、
不燃物については、2021年度遠軽町旭野一般廃棄物最終処分場ごみ質分析業務報告書より。

3 算定内訳

(1) 一人一日当たりごみ排出量

令和3年度

- ・可燃物 6,025,040 kg ÷ 18,665 人 ÷ 365 日 = 884.4g ÷ 884g
- ・不燃物 1,004,770 kg ÷ 18,665 人 ÷ 365 日 = 147.5g ÷ 148g

※人口 18,665 人は令和4年3月末「住民基本台帳」登録数

(2) 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み(品目別積算内訳)

品目名	年度	推計人口 (人) A	可燃			不燃			年排出量 合計 (t) D+G H
			1人1日当 り排出量 (g) B	比率 (%) C	年排出量 (t) A*B*C*365日 D	1人1日当 り排出量 (g) E	比率 (%) F	年排出量 (t) A*E*F*365日 G	
スチール製容器包装	5	18,347	884	—	—	148	4.6	45.2	45.2
	6	18,102	884	—	—	148	4.6	44.6	44.6
	7	17,857	884	—	—	148	4.6	44.0	44.0
	8	17,611	884	—	—	148	4.6	43.4	43.4
	9	17,367	884	—	—	148	4.6	42.8	42.8
アルミ製容器包装	5	18,347	884	—	—	148	2.5	25.1	25.1
	6	18,102	884	—	—	148	2.5	24.7	24.7
	7	17,857	884	—	—	148	2.5	24.4	24.4
	8	17,611	884	—	—	148	2.5	24.1	24.1
	9	17,367	884	—	—	148	2.5	23.7	23.7
無色のガラス製容器包装	5	18,347	884	—	—	148	5.1	50.4	50.4
	6	18,102	884	—	—	148	5.1	49.8	49.8
	7	17,857	884	—	—	148	5.1	49.1	49.1
	8	17,611	884	—	—	148	5.1	48.4	48.4
	9	17,367	884	—	—	148	5.1	47.8	47.8
茶色のガラス製容器包装	5	18,347	884	—	—	148	4.6	45.6	45.6
	6	18,102	884	—	—	148	4.6	45.0	45.0
	7	17,857	884	—	—	148	4.6	44.4	44.4
	8	17,611	884	—	—	148	4.6	43.8	43.8
	9	17,367	884	—	—	148	4.6	43.2	43.2
その他のガラス製容器包装	5	18,347	884	—	—	148	2.2	21.8	21.8
	6	18,102	884	—	—	148	2.2	21.5	21.5
	7	17,857	884	—	—	148	2.2	21.2	21.2
	8	17,611	884	—	—	148	2.2	20.9	20.9
	9	17,367	884	—	—	148	2.2	20.6	20.6
飲料用紙製容器包装	5	18,347	884	—	—	148	0.3	3.2	3.2
	6	18,102	884	—	—	148	0.3	3.1	3.1
	7	17,857	884	—	—	148	0.3	3.1	3.1
	8	17,611	884	—	—	148	0.3	3.0	3.0
	9	17,367	884	—	—	148	0.3	3.0	3.0
段ボール	5	18,347	884	—	—	148	0.1	0.6	0.6
	6	18,102	884	—	—	148	0.1	0.6	0.6
	7	17,857	884	—	—	148	0.1	0.6	0.6
	8	17,611	884	—	—	148	0.1	0.6	0.6
	9	17,367	884	—	—	148	0.1	0.6	0.6
その他紙製容器包装	5	18,347	884	—	—	148	0.5	5.0	5.0
	6	18,102	884	—	—	148	0.5	4.9	4.9
	7	17,857	884	—	—	148	0.5	4.8	4.8
	8	17,611	884	—	—	148	0.5	4.8	4.8
	9	17,367	884	—	—	148	0.5	4.7	4.7
ペットボトル	5	18,347	884	0.3	17.8	148	2.4	24.2	42.0
	6	18,102	884	0.3	17.5	148	2.4	23.9	41.4
	7	17,857	884	0.3	17.3	148	2.4	23.5	40.8
	8	17,611	884	0.3	17.0	148	2.4	23.2	40.2
	9	17,367	884	0.3	16.8	148	2.4	22.9	39.7
白色トレイ	5	18,347	884	—	—	148	0.4	4.2	4.2
	6	18,102	884	—	—	148	0.4	4.1	4.1
	7	17,857	884	—	—	148	0.4	4.1	4.1
	8	17,611	884	—	—	148	0.4	4.0	4.0
	9	17,367	884	—	—	148	0.4	3.9	3.9
その他のプラスチック製容器包装	5	18,347	884	18.6	1,102.9	148	8.0	79.1	1,182.0
	6	18,102	884	18.6	1,088.1	148	8.0	78.0	1,166.1
	7	17,857	884	18.6	1,073.4	148	8.0	77.0	1,150.4
	8	17,611	884	18.6	1,058.6	148	8.0	75.9	1,134.5
	9	17,367	884	18.6	1,044.0	148	8.0	74.9	1,118.9

■資料2 「8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み」の算定方法

1 算定方法

$$\boxed{\text{特定分別基準適合物等の量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み}} = \boxed{\text{直近年度の分別基準適合物等の収集実績}} \times \boxed{\text{人口変動率}}$$

2 算定の根拠データ

令和3年度 資源ごみ処理実績（分別収集実績）

単位：t

品目名	数量	品目名	数量
スチール製容器包装	19.9	飲料用紙製容器包装	2.7
アルミ製容器包装	34.3	段ボール	87.3
無色のガラス製容器包装	31.8	ペットボトル	86.3
茶色のガラス製容器包装	44.7	白色トレイ	10.5
その他のガラス製容器包装	19.1	その他のプラスチック製容器包装	137.2

※遠軽地区広域組合リサイクルセンター資源ゴミ処理実績（令和3年度累計）、資源物収集実績

3 算定内訳（品目別積算内訳）

3年度末人口 A 18,665人

品目名	年度	推計人口 (人) B	R3実績 (t) C	年排出量 合計 (t) C*(B/A) D	品目名	年度	推計人口 (人) B	R3実績 (t) C	年排出量 合計 (t) C*(B/A) D
スチール製容器包装	5	18,347	19.9	19.6	飲料用紙製容器包装	5	18,347	2.7	2.7
	6	18,102	19.9	19.3		6	18,102	2.7	2.6
	7	17,857	19.9	19.0		7	17,857	2.7	2.6
	8	17,611	19.9	18.8		8	17,611	2.7	2.5
	9	17,367	19.9	18.5		9	17,367	2.7	2.5
アルミ製容器包装	5	18,347	34.3	33.7	段ボール	5	18,347	87.3	85.8
	6	18,102	34.3	33.3		6	18,102	87.3	84.7
	7	17,857	34.3	32.8		7	17,857	87.3	83.5
	8	17,611	34.3	32.4		8	17,611	87.3	82.4
	9	17,367	34.3	31.9		9	17,367	87.3	81.2
無色のガラス製容器包装	5	18,347	31.8	31.3	ペットボトル	5	18,347	86.3	84.8
	6	18,102	31.8	30.8		6	18,102	86.3	83.7
	7	17,857	31.8	30.4		7	17,857	86.3	82.6
	8	17,611	31.8	30.0		8	17,611	86.3	81.4
	9	17,367	31.8	29.6		9	17,367	86.3	80.3
茶色のガラス製容器包装	5	18,347	44.7	43.9	白色トレイ	5	18,347	10.5	10.3
	6	18,102	44.7	43.4		6	18,102	10.5	10.2
	7	17,857	44.7	42.8		7	17,857	10.5	10.0
	8	17,611	44.7	42.2		8	17,611	10.5	9.9
	9	17,367	44.7	41.6		9	17,367	10.5	9.8
その他のガラス製容器包装	5	18,347	19.1	18.8	その他のプラスチック製容器包装	5	18,347	137.2	134.9
	6	18,102	19.1	18.5		6	18,102	137.2	133.1
	7	17,857	19.1	18.3		7	17,857	137.2	171.3
	8	17,611	19.1	18.0		8	17,611	137.2	169.5
	9	17,367	19.1	17.8		9	17,367	137.2	167.7

※その他のプラスチック製容器包装：7年度以降プラスチック製品回収見込分40tを含める。
資料1・プラスチック類の年排出量合計の10%をプラスチック使用製品として収集と仮定。